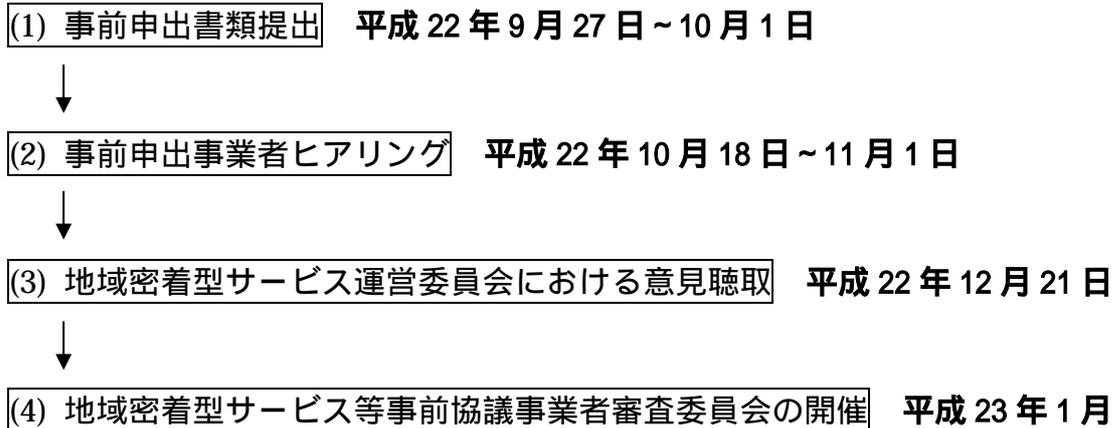


認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定について

1 選定までの流れ



2 地域密着型サービス運営委員会における意見聴取について

事業計画書の内容や事業実施予定地の立地条件などについて、総合的な意見を聴取します。運営委員会での審議内容は、事務局で取りまとめの上、審査委員会での審査の参考とします。

3 審査委員会における審査の方法

事前申出書類およびヒアリング結果に基づき事務局が審査資料を作成、各委員に配布

運営委員会における審議内容を取りまとめ、各委員に配布

、をもとに審査委員が審査

の審査結果に基づき、最終順位を決定

審査委員会においては、運営委員会において意見聴取する項目（事業計画書の内容・事業実施予定地の立地条件）以外に、法人の財務状況、事業予定地の確保状況、土地利用規制等の事項を総合的に評価します。

最終順位が決定するまで、法人名を伏せて審査を行います。